

第2期羽島市地域福祉計画（案）

2019年度（平成31年度）～2023年度



平成31年3月

羽島市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉推進の考え方	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	2
第2章 羽島市の現状	4
1 羽島市の統計	4
2 アンケート結果	17
3 ヒアリング結果	20
4 アンケート・ヒアリング結果からみる羽島市の現状（特徴）・課題	24
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 計画の基本理念	25
2 計画の基本目標	26
3 施策の体系	27
第4章 施策の展開	28
1 地域における社会的弱者への福祉の推進	28
2 地域における社会福祉サービスの適切な利用の推進	34
3 地域における社会福祉を目的とした事業の推進	36
4 地域福祉に関する住民参画の推進	39
5 包括的な支援体制の推進	45
第5章 推進体制	48
1 主体別の役割	48
2 計画の進捗管理	49

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉推進の考え方

地域には、介護を必要とする方や、障がいを持った方、子育て中の親とその子ども、ひとり暮らしの高齢者やひとり親家庭、異なる文化や言語の外国人など、様々な人が暮らしています。それぞれの地域では、その立地や居住者の特性により、様々な地域課題が生じています。その解決のための手段や資源も、地域特性に応じた多様なものが求められています。

多様化する地域課題の中には、地域の中での人と人とのつながりや、地域組織の力などで解決できる課題も多く、地域福祉施策を推進することが重要になっています。

また、現在は高齢者や障がい者、子ども・子育て家庭等への福祉施策は、それぞれの分野の制度下では充実されつつありますが、地域福祉の分野では、これらの分野別施策だけでは充足しきれない福祉課題を扱うことも重要なテーマです。

「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の取り組みを連携・推進の上、課題解決の仕組み作りに努め、すべての市民が安心できる地域社会を実現することを目指す必要があります。

※本計画における「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の意味

自助：自分のことは自分でする。

互助：人と人が相互に支え合う(費用負担が制度的に裏付けされていない)。

共助：制度化された相互の支え合い(年金、介護保険、社会保険制度等)。

公助：自助・互助・共助では対応できないことに対して必要な支援を行う社会福祉制度(税負担)。

2 計画策定の背景

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉の推進に関する市の取り組み事項を定めたものです。

羽島市では、平成21年3月、同法に基づき「羽島市地域福祉計画」を策定し、市民一人ひとりが地域でお互いに支え合う仕組みづくりを整え、地域福祉に関する活動などを積極的に推進するための施策に取り組んで参りました。

同計画の計画期間が平成 31 年 3 月までであることから、これまでの取り組みの評価や改善策の検討、社会情勢の変化、市民の意識や実態を踏まえ、平成 31 年 4 月からを計画期間とする「第 2 期羽島市地域福祉計画」を策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、羽島市第六次総合計画を上位計画とし、同計画の将来都市像である「心安らぐ 幸せ実感都市 はしま」を実現するための地域福祉分野における総合的な計画です。

「羽島市高齢者計画」や「羽島市障害者計画」、「羽島市子ども・子育て支援事業計画」など、福祉分野が共通して取り組むべき事項や、個別計画だけでは網羅できない隙間を補完していく計画としての機能があり、連携・調和を図るための基本的な方向性や目標を掲げます。

4 計画の期間

本計画は、2019 年(平成 31 年)4 月から 5 年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化等により、計画期間内でも必要に応じて改訂することがあります。

	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
羽島市地域福祉計画	第 2 期計画				
羽島市高齢者計画	第 7 期計画				
羽島市障害者計画	2018 年度(平成 30 年度)～ 2023 年度				
羽島市障害福祉計画	第 5 期計画				
羽島市障害児福祉計画	第 1 期計画				
羽島市子ども・子育て支援事業計画	第 1 期計画				
羽島市健康増進計画	第 2 期計画				

【参考：ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月閣議決定）より抜粋】

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

（4）地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

【参考：社会福祉法（平成 30 年 6 月改正）より抜粋】

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

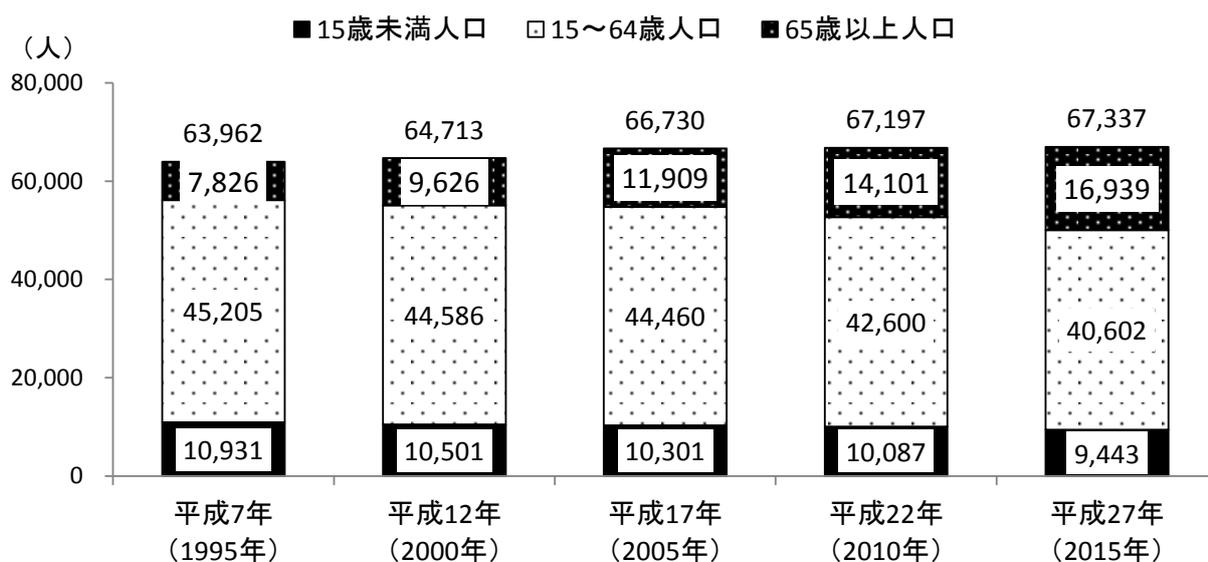
第2章 羽島市の現状

1 羽島市の統計

(1) 人口の推移

年齢3区分で人口の推移をみると、総人口は増加していますが、15歳未満人口が減少し、65歳以上人口が増加傾向にあります。平成7年では7,826人だった65歳以上人口は、平成27年には約2倍の数である16,939人となっています。15歳未満人口は平成27年には10,000人を下回っており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

図表1 年齢3区分別人口



※平成17年、平成22年、平成27年の総人口は「年齢不詳」を含む

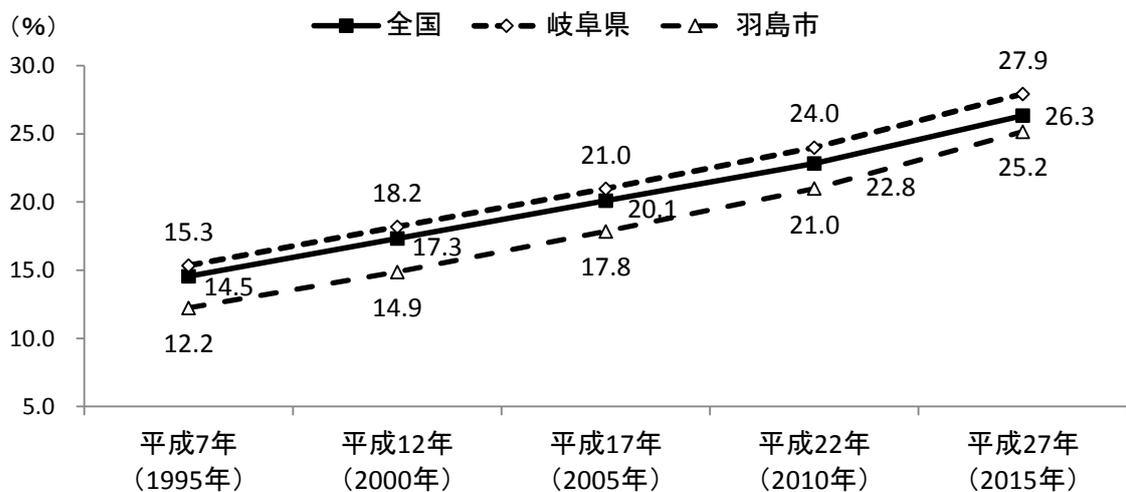
資料：国勢調査（毎年10月1日時点）

(2) 高齢者人口の推移

全国、岐阜県、羽島市の高齢化率をみると、高齢化率は増加傾向にあります。羽島市の高齢化率は25.2%となっており、全国や岐阜県と比較すると僅かに低い数値となっています。

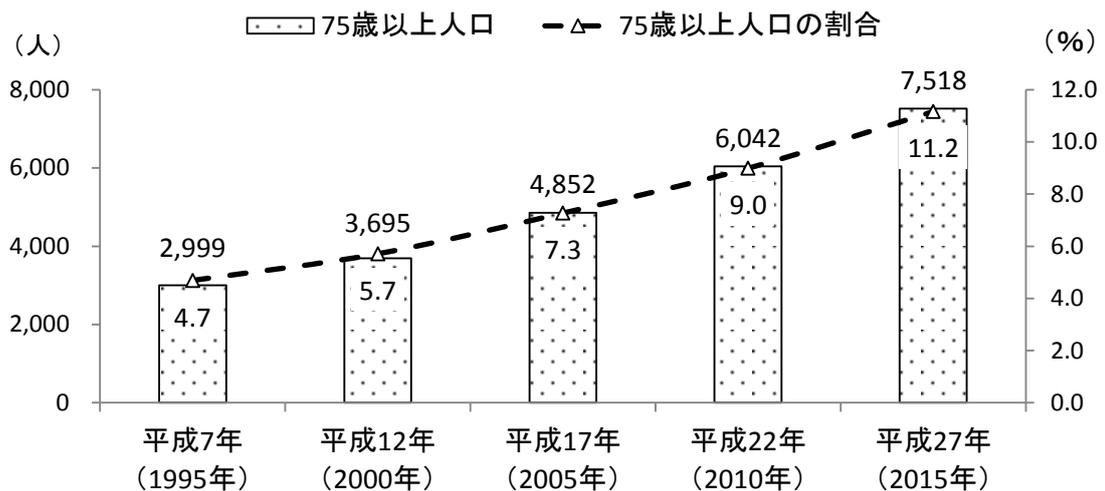
羽島市の高齢者人口についてみると、平成7年では約3,000人であった75歳以上人口が平成27年には2.5倍の約7,500人となっています。75歳以上人口は平成27年で11.2%となっており、今後も高齢者は増加していくことが考えられます。

図表2 高齢化率の推移



資料：国勢調査（毎年10月1日時点）

図表3 高齢者人口の推移



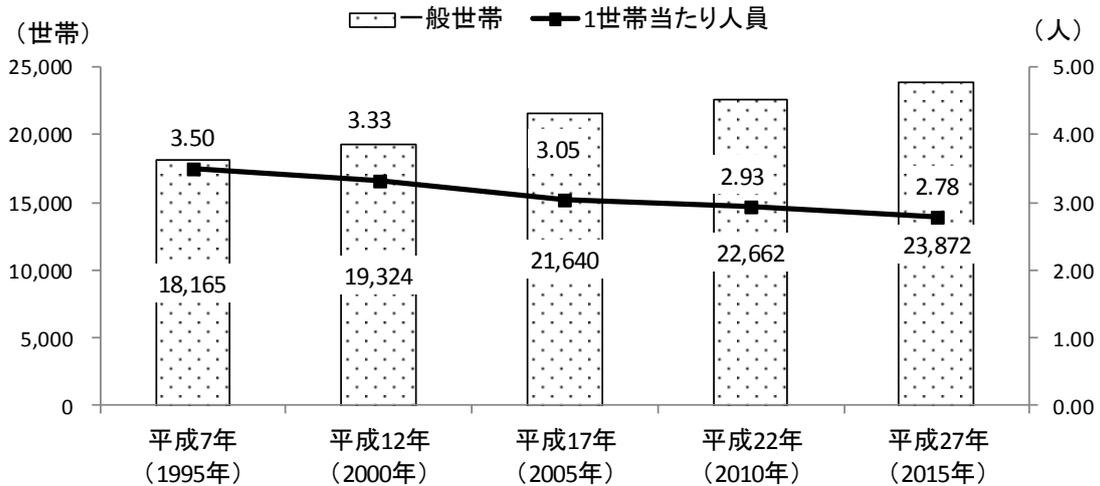
資料：国勢調査（毎年10月1日時点）

(3) 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、世帯数は増加傾向にあります。しかし、1世帯当たりの人員は2.78人で3人以下となっており、減少傾向にあります。

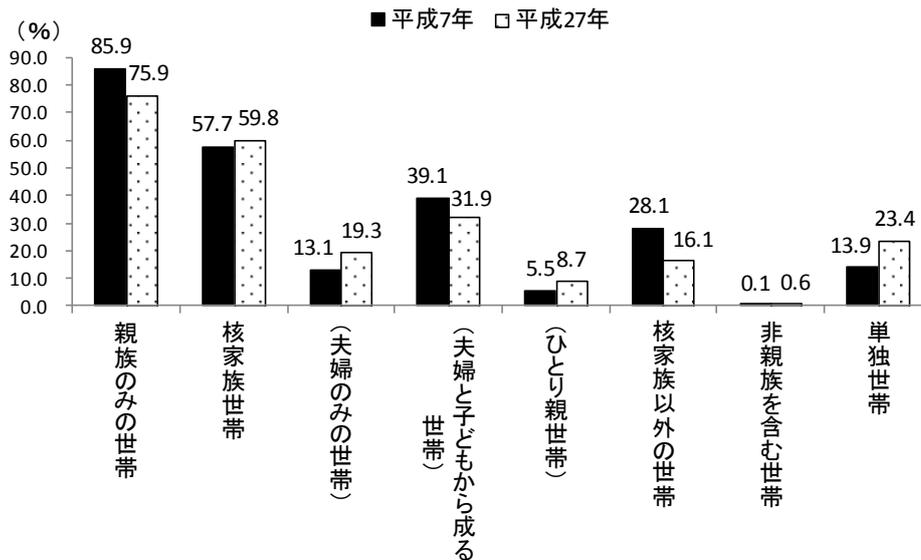
一般世帯の割合を平成7年と平成27年で比較すると、核家族世帯と単独世帯が増加傾向にあります。また、核家族世帯の中では、夫婦のみの世帯とひとり親世帯が増加しています。

図表4 一般世帯数



資料：国勢調査（毎年10月1日時点）

図表5 一般世帯の割合の比較



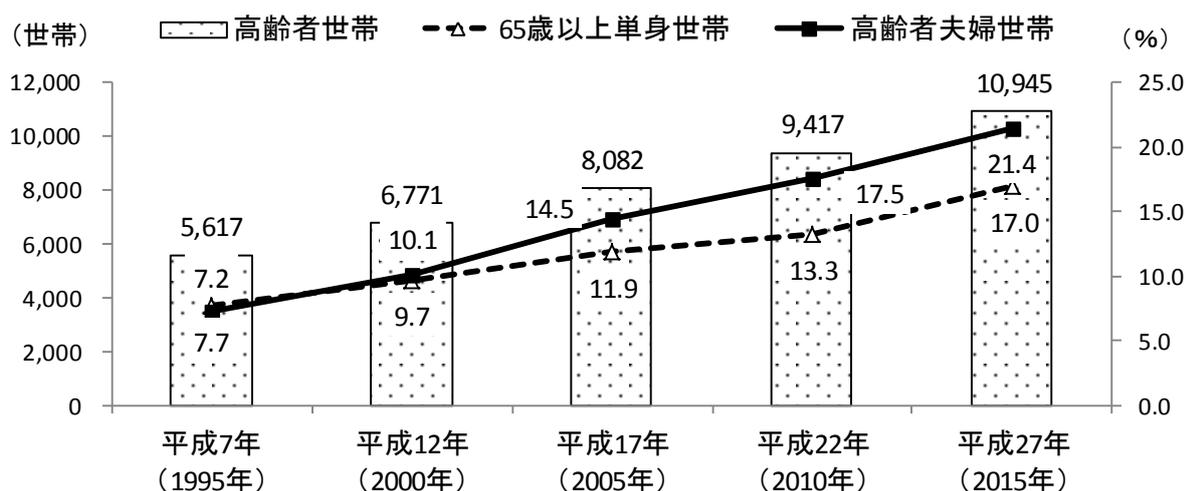
※ () 内の世帯は核家族世帯の内訳

資料：国勢調査（毎年10月1日時点）

(4) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の推移をみると、世帯数は増加傾向にあります。平成7年では5,617世帯あった高齢者世帯が、平成27年には約2倍の10,945世帯となっています。高齢者夫婦世帯は平成27年で20%を超えており、65歳以上単身世帯も併せて、今後も増加することが考えられます。

図表6 高齢者世帯数

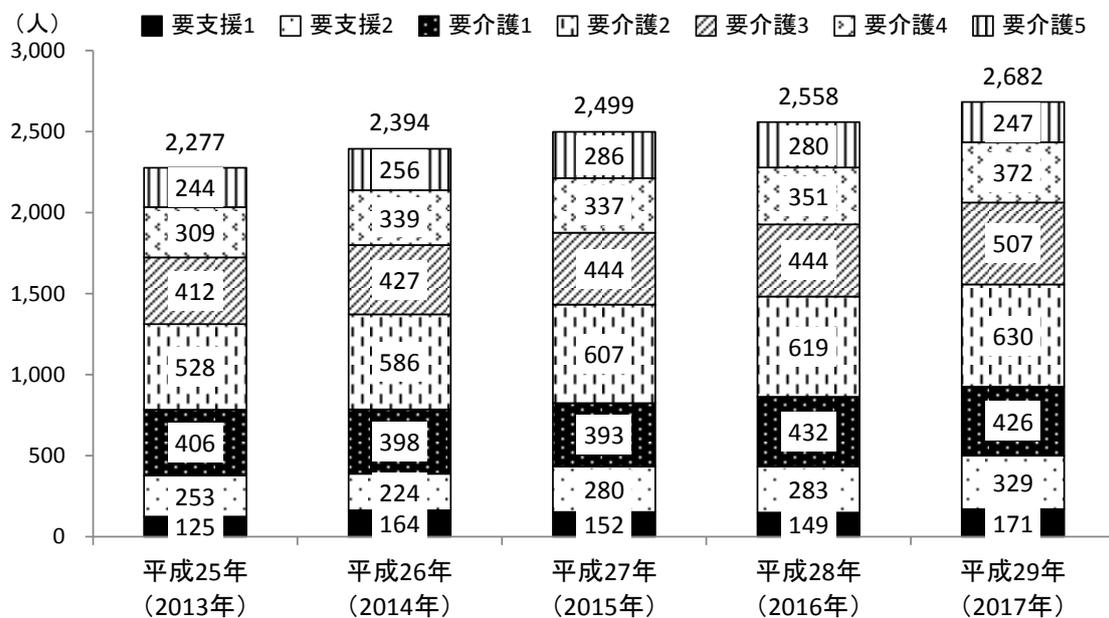


資料：国勢調査（毎年10月1日時点）

(5) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者は年々、増加傾向にあります。要支援2と要介護3は平成28年と平成29年を比較すると、40人以上の増加がみられます。

図表7 要支援・要介護者認定の状況



資料：介護保険事業状況報告（毎年12月末）

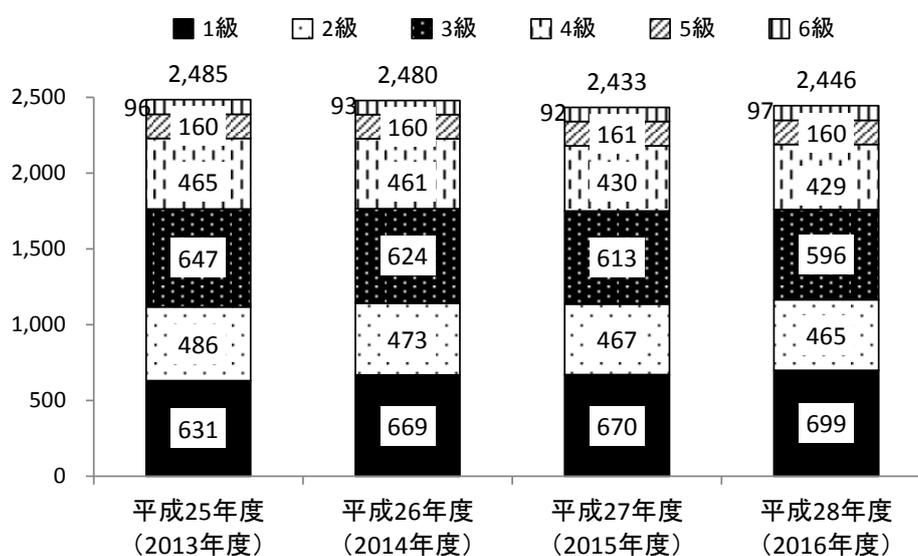
(6) 障がい者の状況

① 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者手帳の所持状況は平成 27 年度までは減少傾向にありましたが、平成 28 年では僅かに増加しています。平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、1 級が 29 人増加しており、2 級から 6 級は減少傾向にあります。

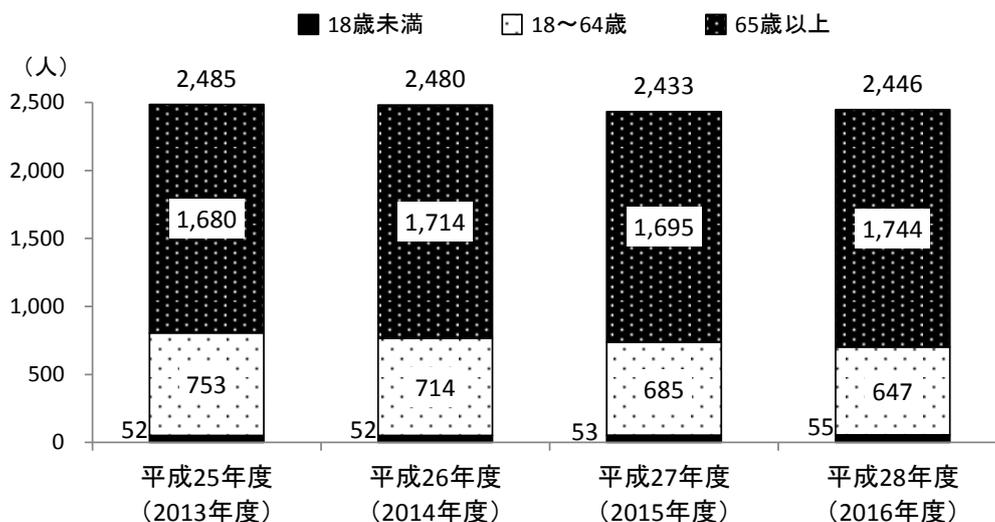
手帳の所持者の年齢については、各年齢区分ともに増減を繰り返していますが、各年度とも 65 歳以上が全体の約 7 割を占めています。

図表8 身体障害者手帳の所持者



資料：羽島市障害者計画（各年度 3 月 31 日時点）

図表9 身体障害者手帳の所持者の年齢区分



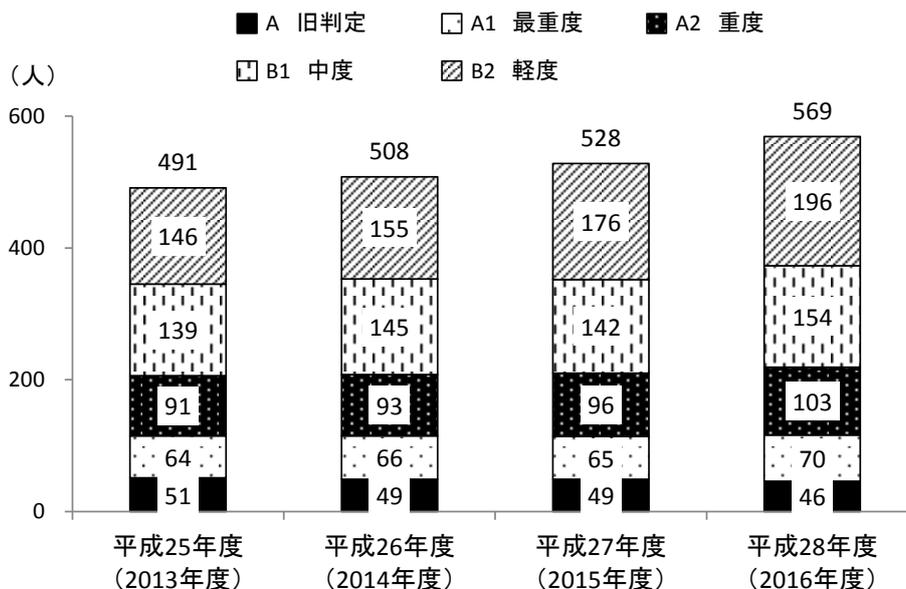
資料：羽島市障害者計画（各年度 3 月 31 日時点）

②療育手帳の所持状況

療育手帳の所持状況は、平成 25 年度から平成 27 年度までは毎年度 20 人前後増加していましたが、平成 27 年度から平成 28 年度にかけては 41 人と約 2 倍の数で増加しています。

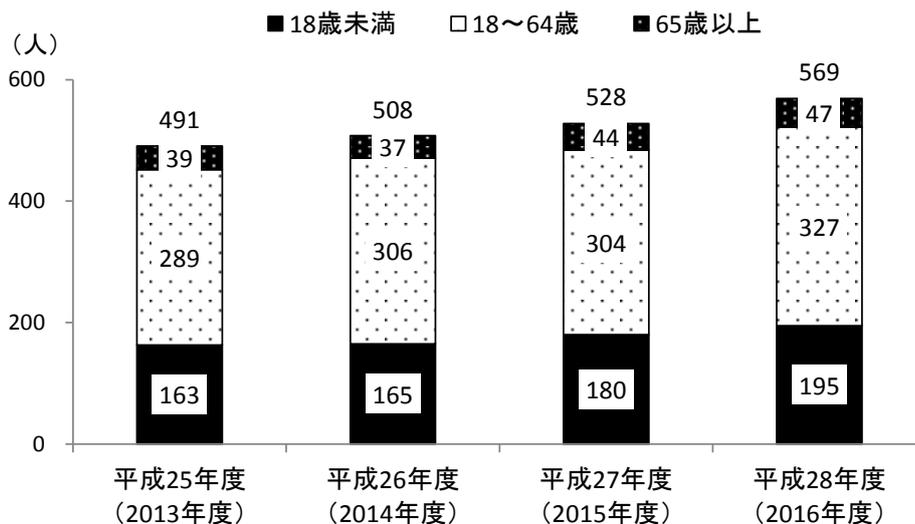
手帳の所持者の年齢については、各年齢区分ともに増加傾向にあります。

図表10 療育手帳の所持者



資料：羽島市障害者計画（各年度3月31日時点）

図表11 療育手帳の所持者の年齢区分

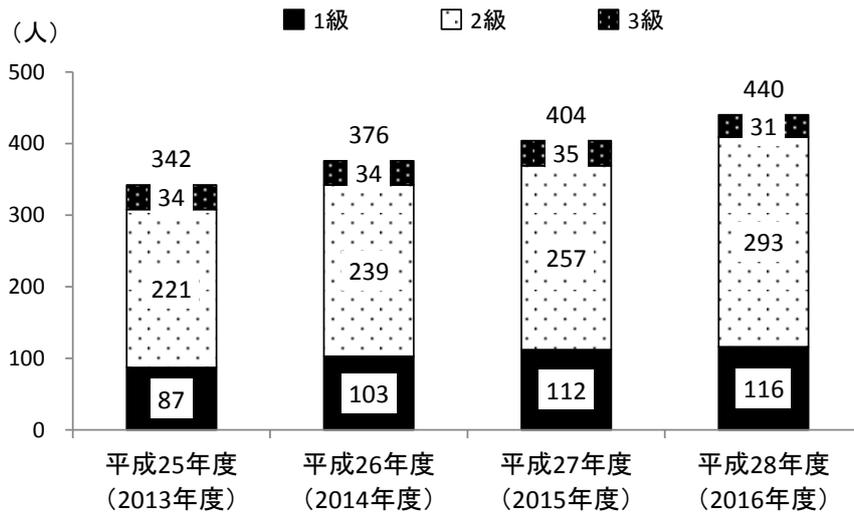


資料：羽島市障害者計画（各年度3月31日時点）

③精神障害者保健福祉手帳の所持状況

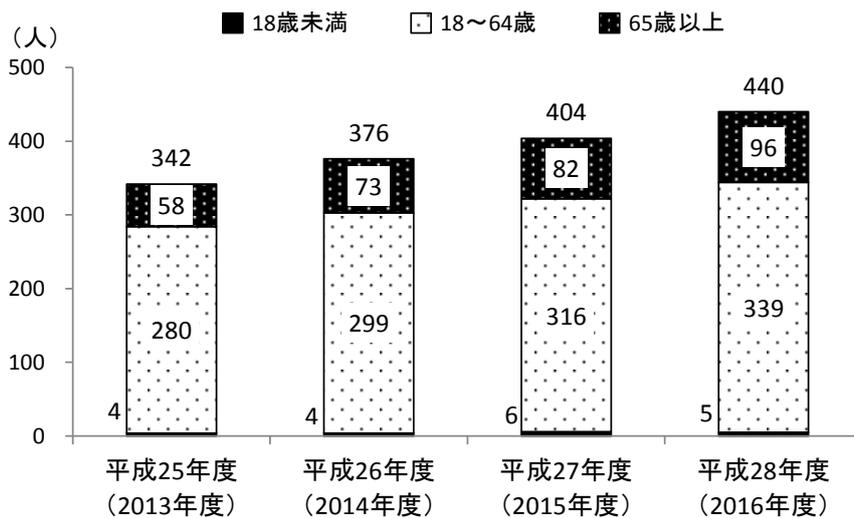
精神障害者保健福祉手帳の所持状況は増加傾向にあります。特に2級が増加しており、平成25年度から平成27年度にかけては毎年度18人ずつの増加で推移していましたが、平成27年度から平成28年度にかけては36人と2倍の数で増加しています。一方で、3級は僅かに減少がみられます。

図表12 精神障害者保健福祉手帳の所持者



資料：羽島市障害者計画（各年度3月31日時点）

図表13 精神障害者保健福祉手帳の所持者の年齢区分



資料：羽島市障害者計画（各年度3月31日時点）

(7) 外国人人口

外国人の人口は平成 17 年の 802 人をピークに減少傾向にあります。中国は平成 22 年には 520 人となっていました。平成 27 年には大幅に減少して 299 人となっています。一方、ベトナムは増加傾向にあり、平成 22 年の 32 人に対し、平成 27 年では 74 人となっており、平成 22 年の約 2 倍の数となっています。

図表14 外国人人口の内訳

(人)

調査年		平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
外国人人口		371	404	802	794	729
内 訳	韓国、朝鮮	128	118	107	122	114
	中国	49	108	520	409	299
	東南アジア、南アジア	44	64	-	-	-
	フィリピン	(17)	(29)	50	77	77
	タイ	(7)	-	-	2	-
	インドネシア	-	-	24	9	12
	ベトナム	-	-	3	32	74
	インド	-	-	-	-	1
	イギリス	1	1	-	-	1
	アメリカ	1	2	1	1	4
	ブラジル	82	57	23	9	20
	ペルー	50	37	6	22	20
	その他	34	51	-	-	-
	その他(無国籍及び 国名「不詳」を含む)	-	-	68	111	107
外国人比率(%)		0.58	0.62	1.20	1.18	1.08

※平成 7 年と平成 12 年のフィリピン、タイは東南アジア、南アジアに含まれるため () 表記

※平成 7 年と平成 12 年は「その他」に無国籍及び国名「不詳」が含まれていない

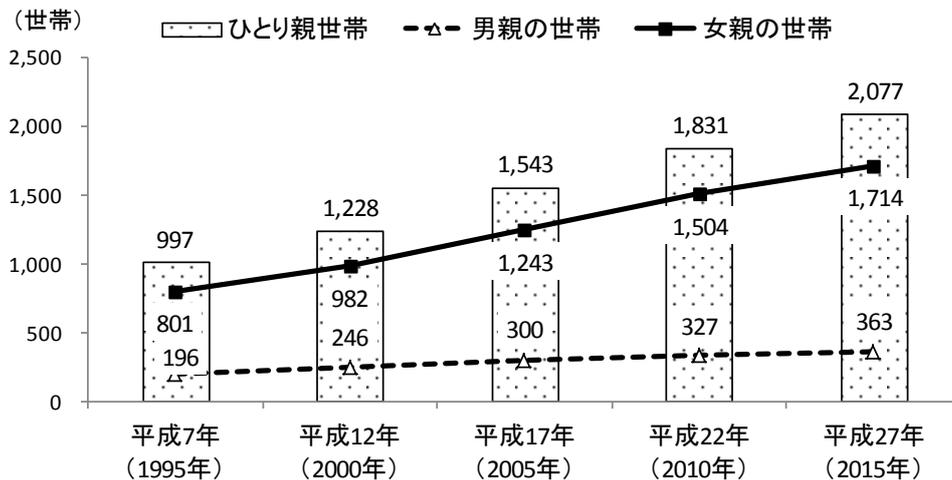
資料：国勢調査（毎年 10 月 1 日時点）

(8) 母子・父子世帯、生活保護世帯の状況

母子・父子世帯は増加傾向にあります。母子世帯については、200世帯前後で増加しており、今後も増加することが考えられます。

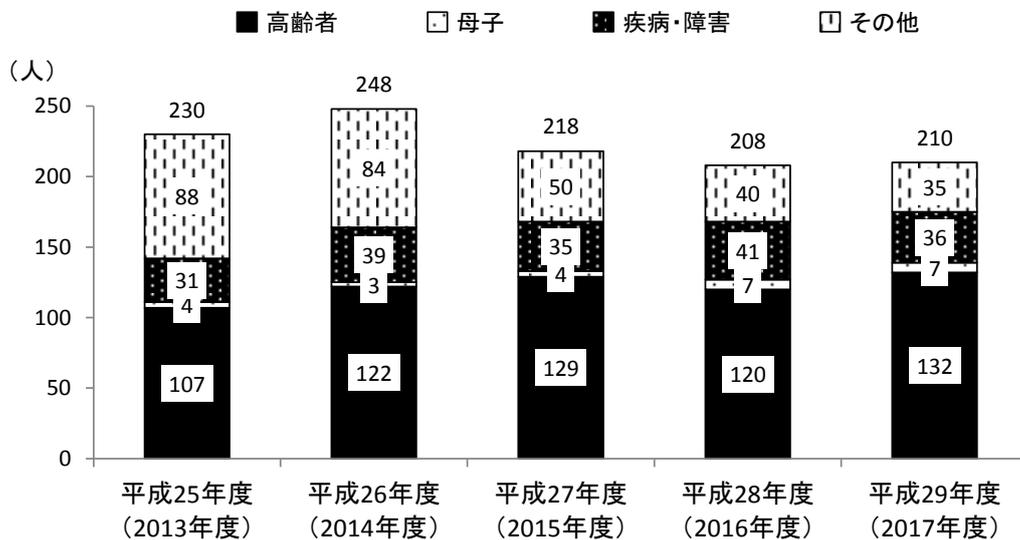
生活保護世帯は、平成26年度の248世帯をピークに減少傾向にあります。また、各年度ともに高齢者世帯が約5割を占めています。

図表15 母子・父子世帯の状況



資料：国勢調査（毎年10月1日時点）

図表16 生活保護世帯の状況



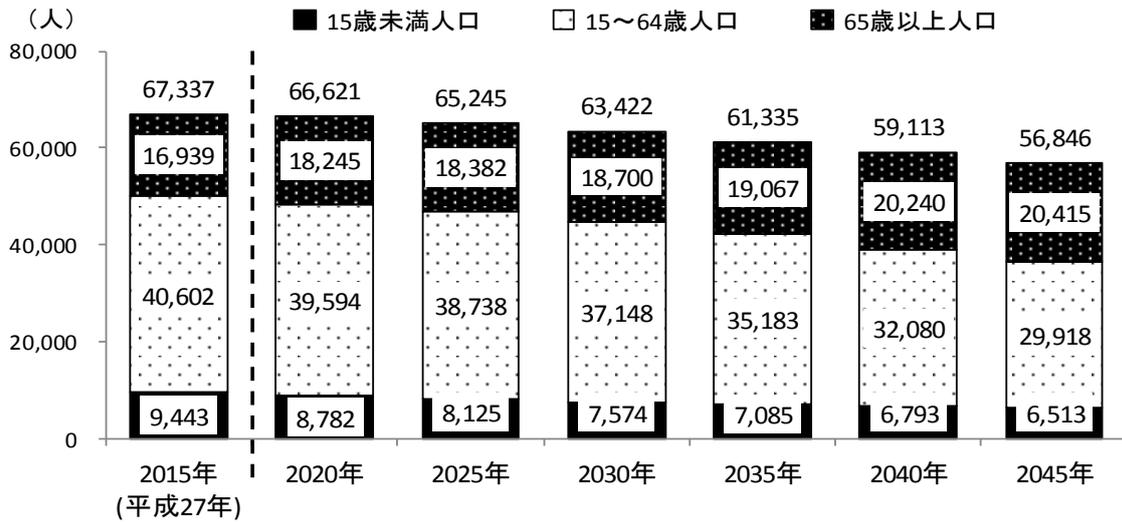
資料：庁内資料【平成29年度（2017年度）】（毎年度3月時点）

(9) 人口の将来推計

人口推計をみると、65歳以上人口の増加に対し、15歳未満人口と15～64歳人口は減少していくことが見込まれます。

2045年の人口割合は、15歳未満人口が11.5%、65歳以上人口が35.9%となっており、少子高齢化が進行していくことがうかがえます。

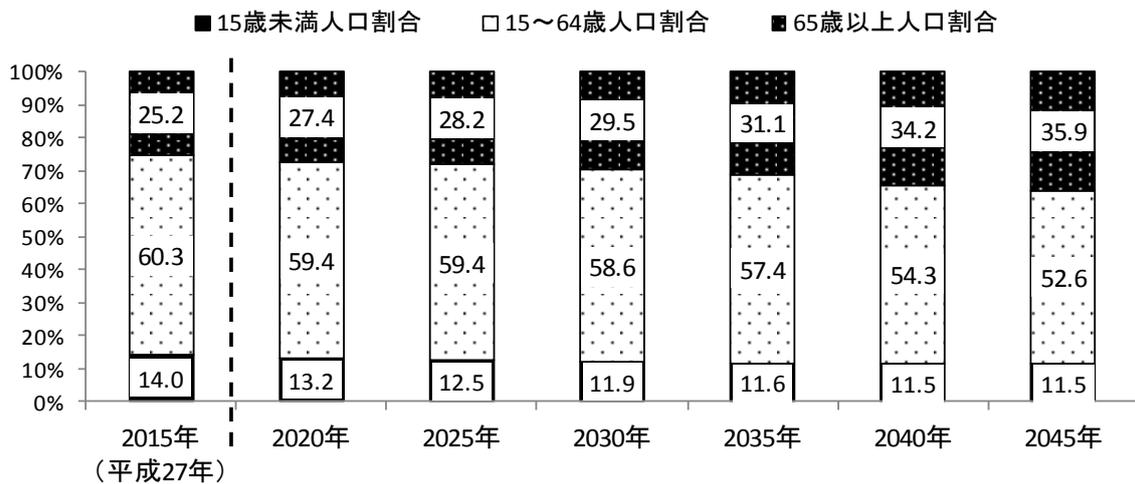
図表17 年齢3区分別の将来推計



※平成27年は国勢調査（10月1日時点）「年齢不詳」を含む

資料：国立社会保障・人口問題研究所

図表18 年齢3区分別の将来推計割合



※各区分人口／総人口（「年齢不詳含む」）で割合を算出しているため、合計が100%にならない年がある

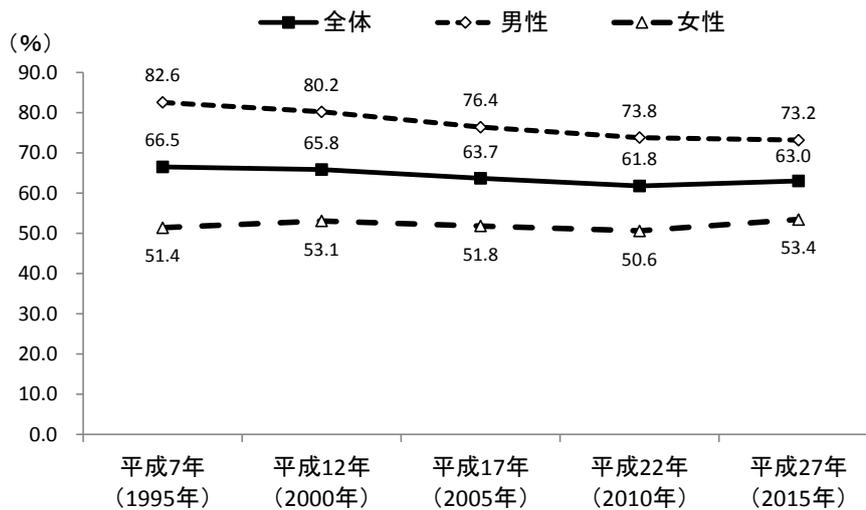
資料：国立社会保障・人口問題研究所

(10) 労働力状態・高齢者の就業率

労働力状態は全体をみると、平成 22 年までは減少傾向にありましたが、平成 27 年はわずかですが増加に転じております。

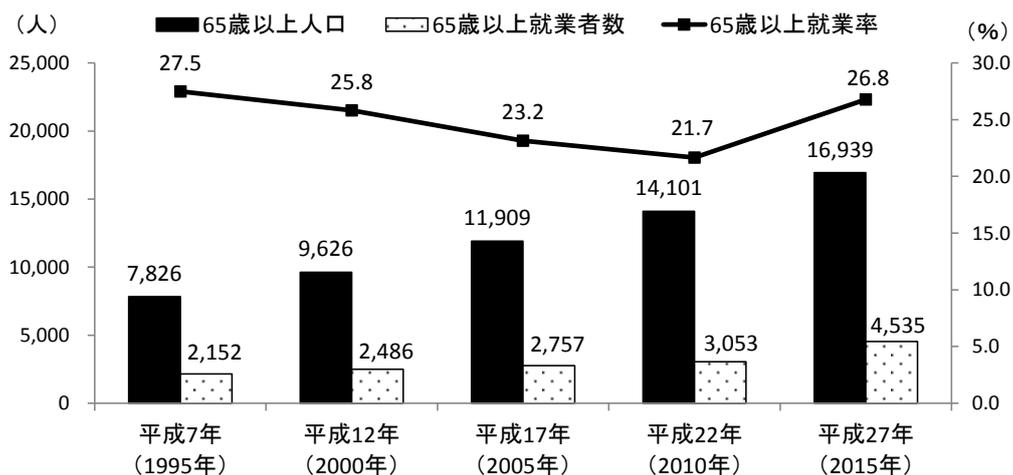
65 歳以上の就業者数は増加しており、平成 7 年では 2,152 人でしたが、平成 27 年には約 2 倍の 4,535 人となっています。就業率は平成 22 年まで減少傾向にあり、21.7%まで落ち込みましたが、平成 27 年には 26.8%と増加に転じています。

図表19 労働力状態の推移



資料：国勢調査（毎年 10 月 1 日時点）

図表20 65 歳以上の就業者

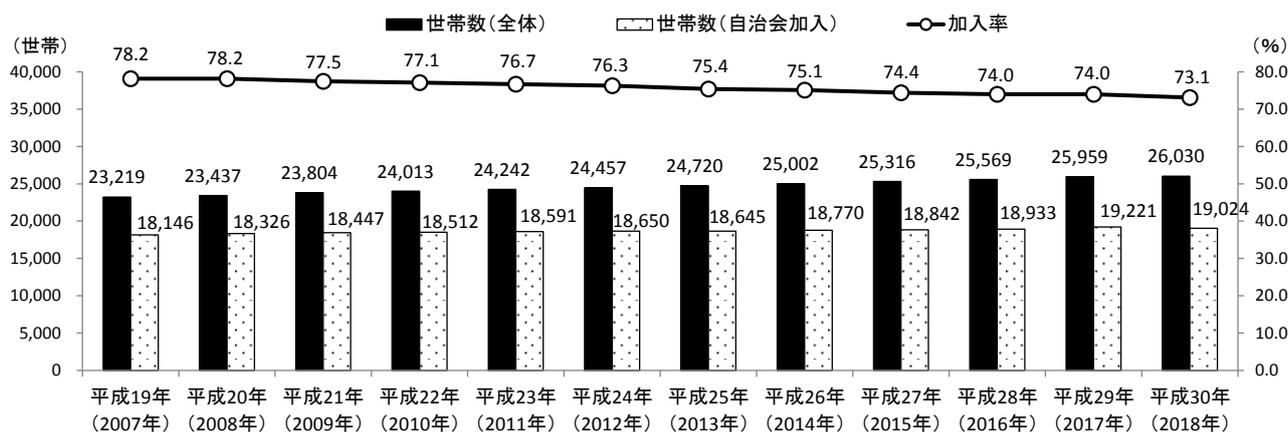


資料：国勢調査（毎年 10 月 1 日時点）

(11) 自治会加入率

自治会加入率の推移をみると、平成19年には78.2%でしたが、その後は減少が続いており、平成30年では73.1%となっています。これは平成30年の世帯数の増加率が平成19年と比較して12.1%であるのに対し、自治会に加入した世帯の増加率は4.8%と伸び悩んでいるためです。

図表21 自治会加入率の推移



資料：庁内資料（毎年4月1日時点）

2 アンケート結果

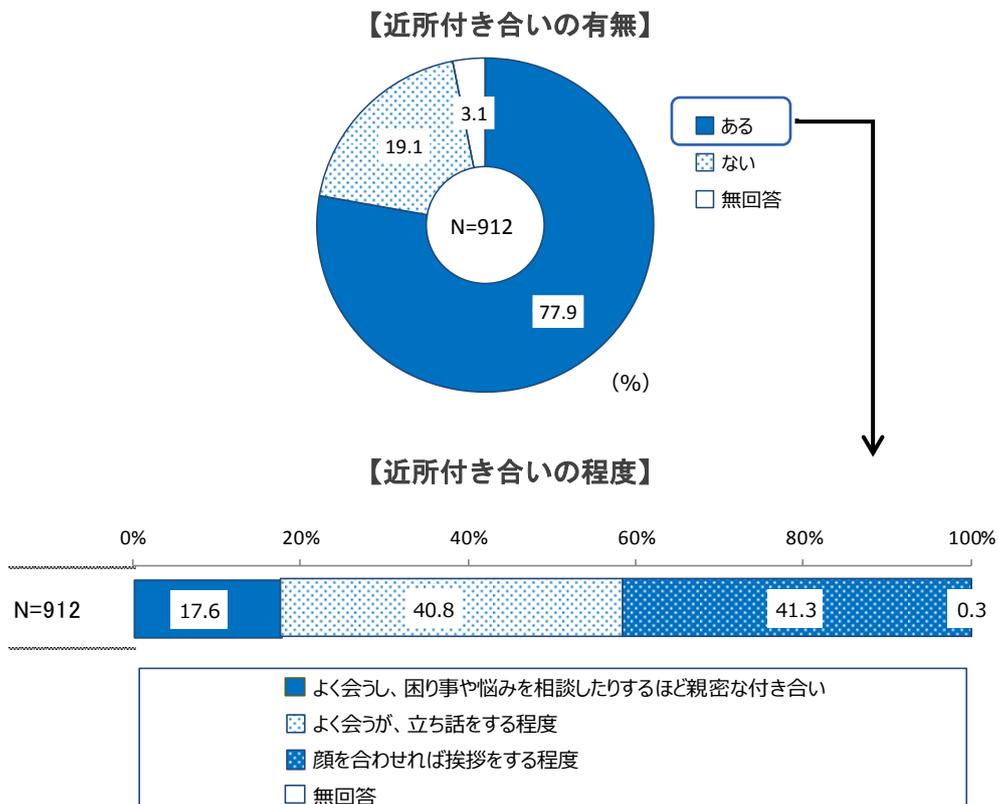
「羽島市地域福祉計画」の見直しを行うための基礎資料として活用するためにアンケートを実施しました。

- ①調査地域 : 羽島市全域
- ②調査対象 : 18歳以上の羽島市民
- ③標本数 : 2,000人
- ④標本抽出方法 : 住民基本台帳から無作為抽出
- ⑤調査期間 : 平成30年10月9日～平成30年10月26日
- ⑥調査方法 : 郵送配布・郵送回収
- ⑦有効回収数 : 912
- ⑧有効回収率 : 45.6%

近所の人と付き合いはありますか。

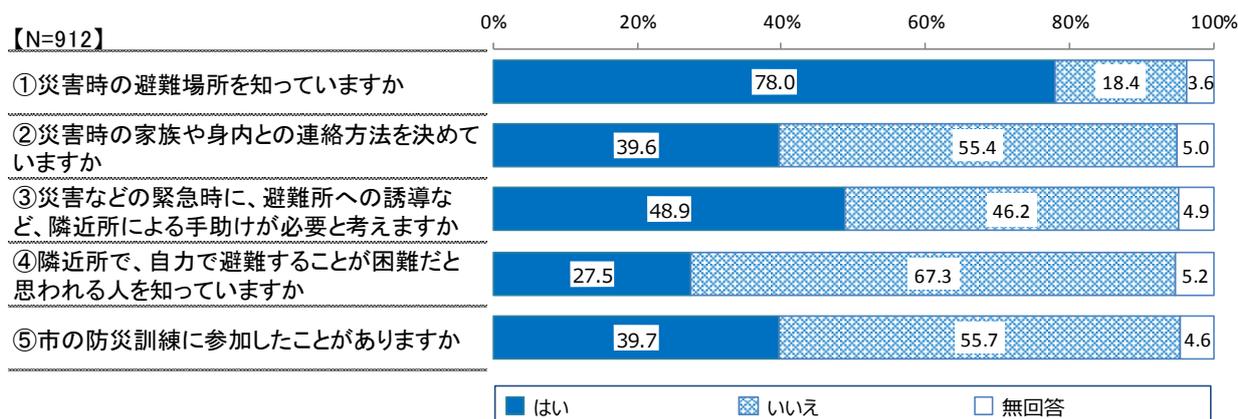
近所付き合いの有無は、「ある」が77.9%、「ない」が19.1%となっています。

また、近所付き合いの程度は、「顔を合わせば挨拶する程度」が41.3%、「よく会うが、立ち話をする程度」が40.8%、「よく会うし、困りごとや悩みを相談したりするほど親密な付き合い」が17.6%となっています。



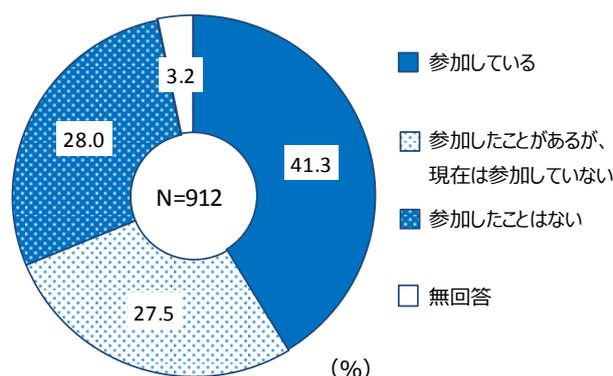
防災に対する取り組みや緊急時の対応についてお答えください。

防災に対する取り組みや緊急時の対応は、【災害時の避難場所を知っていますか】では「はい」と回答する人が78.0%と最も高く、次いで【災害などの緊急時に、避難所への誘導など、隣近所による手助けが必要と考えますか】(48.9%)、【市の防災訓練に参加したことがありますか】(39.7%)、【災害時の家族や身内との連絡方法を決めていますか】(39.6%) となっています。



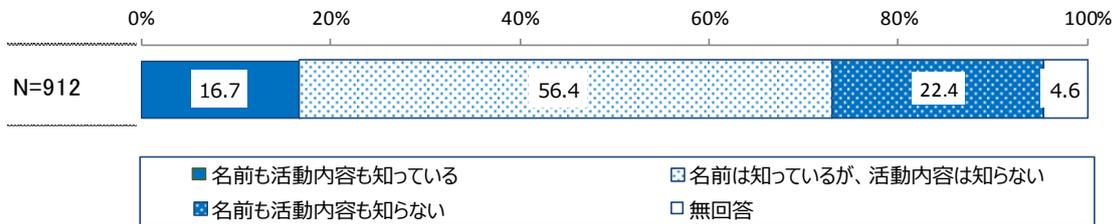
あなたは、自治会などの地域での活動に参加していますか。

自治会などの活動参加の有無は、「参加している」が41.3%、「参加したことがあるが、現在は参加していない」が27.5%、「参加したことはない」が28.0%となっています。



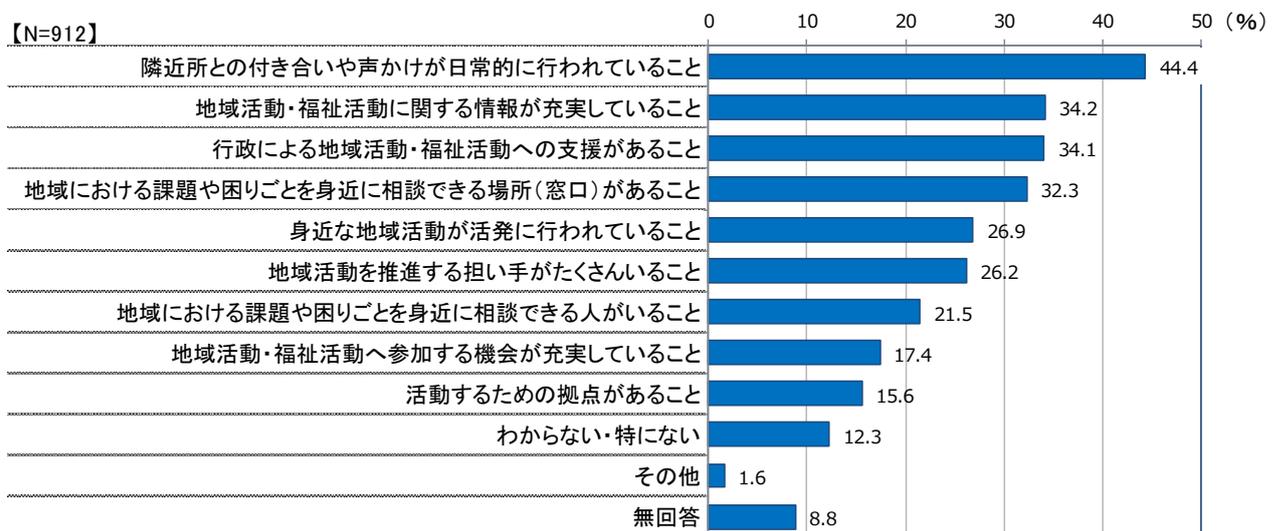
あなたは、社会福祉協議会を知っていますか。

社会福祉協議会の認知度について、「名前も活動も知っている」は16.7%、「名前は知っているが、活動内容は知らない」が56.4%、「名前も活動内容も知らない」が22.4%となっています。



あなたは、身近な地域で住民が助け合い、支え合うために、どのようなことが大切だと思いますか。

住民が助け合い、支え合うために大切なことについて、「隣近所との付き合いや声かけが日常的に行われていること」が44.4%で最も多く、次いで「地域活動・福祉活動に関する情報が充実していること」(34.2%)、「行政による地域活動・福祉活動への支援があること」(34.1%)となっています。

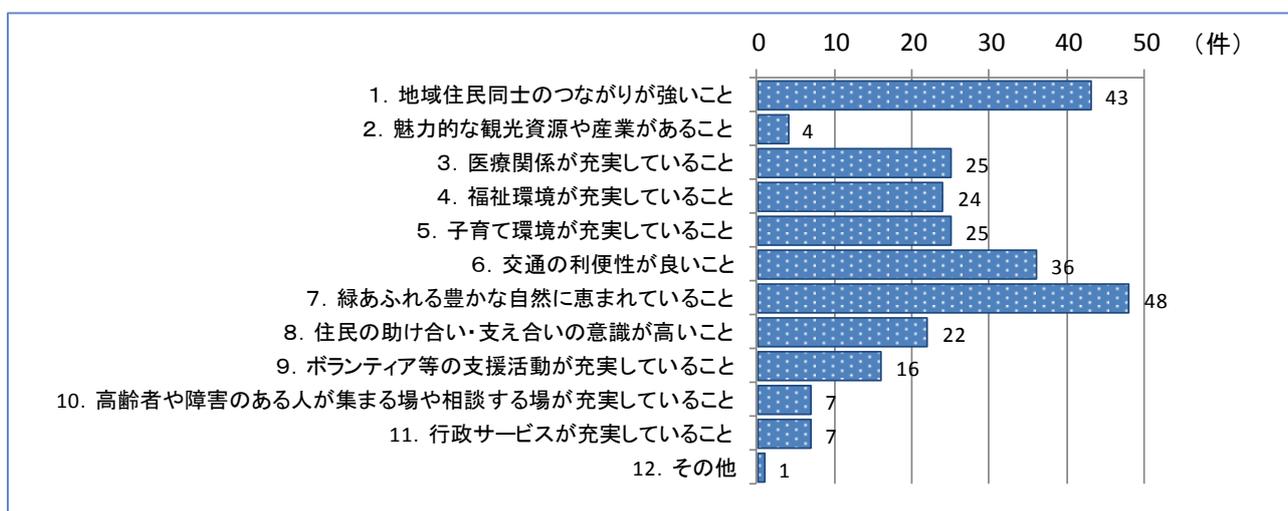


3 ヒアリング結果

羽島市の地域の現状や課題、解決策やアイデアを話し合い、計画策定のための基礎資料として活用することを目的として、主に各地区の民生委員・児童委員や社会福祉協議会の職員を対象とした地域福祉懇談会を実施しました。

地域福祉が充実したまちづくりのために、羽島市が持っている強みや良い所

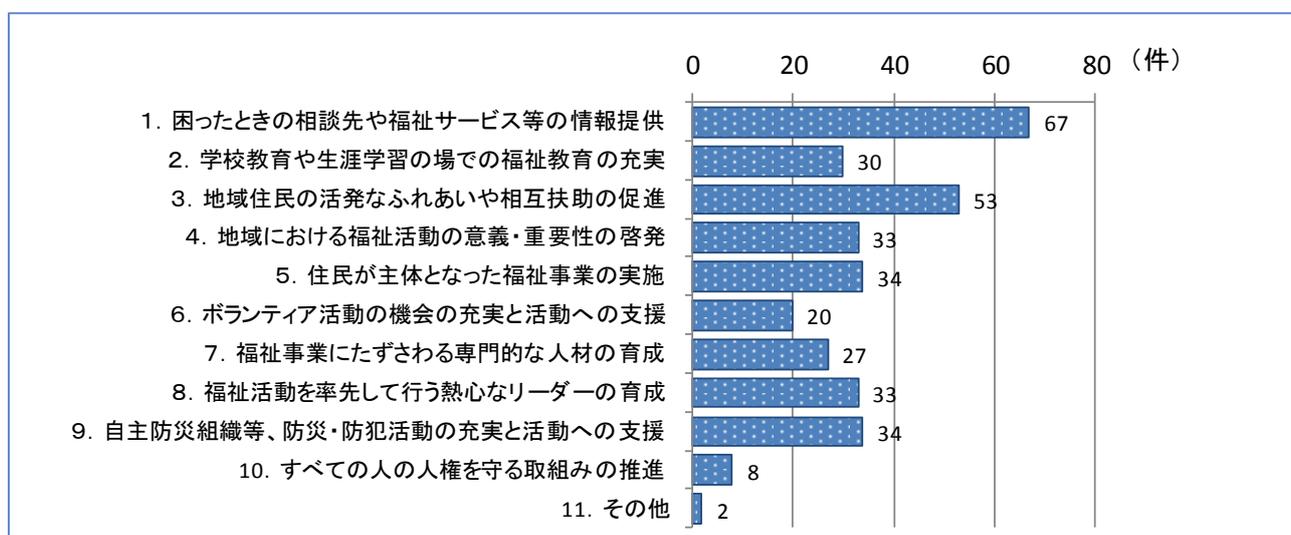
地域福祉が充実したまちづくりのために、羽島市が持っている強みや良い所は、「緑あふれる豊かな自然に恵まれていること」が最も多く、次いで「地域住民同士のつながりが強いこと」となっています。



テーマ	主な意見の内容
地域住民同士のつながりが強いこと	・地域住民のつながりや、助け合いの意識がある
魅力的な観光資源や産業があること	・身近に温泉がある
医療関係が充実していること	・医院、クリニック等が多くある
福祉環境が充実していること	・在宅福祉サービスなどが充実している
子育て環境が充実していること	・放課後児童も時間的に融通が利く ・子ども達が仲良く公園で遊んでいる
交通の利便性が良いこと	・新幹線の駅、高速への入り口が近くにある
緑あふれる豊かな自然に恵まれていること	・平野が多く水源が豊か
高齢者や障がいのある人が集まる場や相談する場が充実していること	・老人介護施設、障害者施設が多い

地域での見守り、支え合いを充実するために必要な取り組み

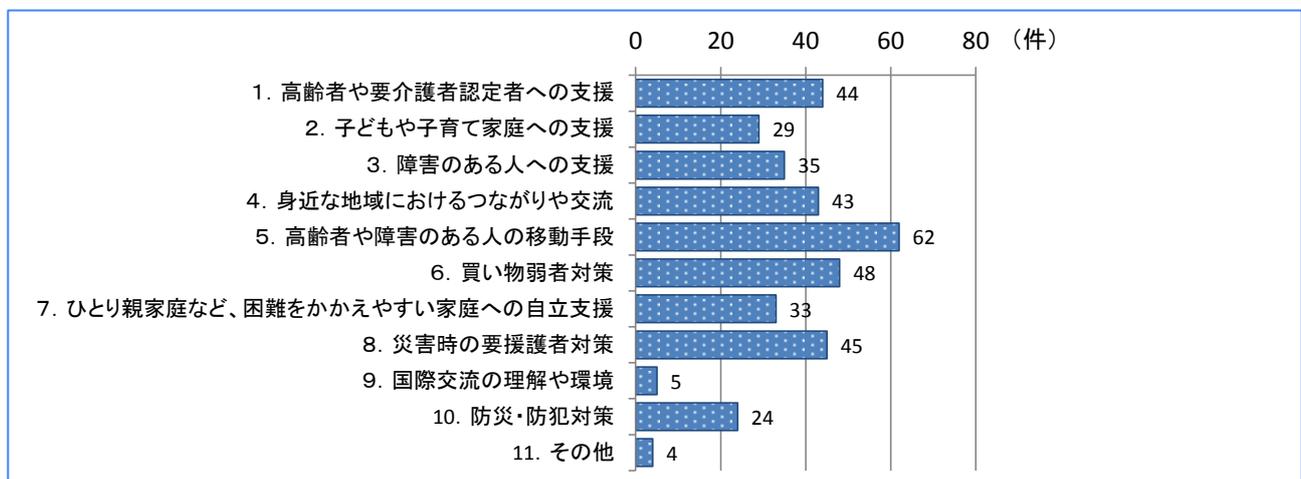
地域での見守り、支え合いを充実するために必要な取り組みでは「困ったときの相談先や福祉サービス等の情報提供」が最も多く、次いで「地域住民の活発なふれあいや相互扶助の促進」となっています。



テーマ	主な具体的意見の内容
困ったときの相談先や福祉サービス等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス等について明瞭化 社協や包括支援センターの存在周知
学校教育や生涯学習の場での福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育について教員への周知 授業の協力、相談
地域住民の活発なふれあいや相互扶助の促進	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいサロン活動、友愛訪問活動
地域における福祉活動の意義・重要性の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 相互扶助 地域における福祉活動の具体策や人材
住民が主体となった福祉事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民による介護予防の場の立ち上げ、運営 小学校の見守り
ボランティア活動の機会の充実と活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 募金、交通安全街頭支援や防犯パトロール
福祉事業にたずさわる専門的な人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防の場の立ち上げ、運営の推進など
自主防災組織等、防災・防犯活動の充実と活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等防災士の研究制度 一人暮らし高齢者宅の災害時対応
すべての人の人権を守る取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> 人権を守る取り組みの推進についての講演
その他	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援事業

地域福祉の充実のために、羽島市が抱える課題や問題点

地域福祉の充実のために、羽島市が抱える課題や問題点では「高齢者や障がいのある人の移動手段」が最も多く、次いで「買い物弱者対策」となっています。



テーマ	主な具体的意見の内容
高齢者や要介護者認定者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定者の受け入れ施設不足 ・ 集合住宅の一人暮らしの高齢者の把握
子どもや子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子の見守り支援 ・ 病院保育の充実
障がいのある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がいのある人への支援
身近な地域におけるつながりや交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動への参加意欲がない ・ 自治会長のなり手不足 ・ 地域的しがらみ、仲間意識などからくる不公平感 ・ 地域福祉に興味関心のある人（地域）の格差
高齢者や障がいのある人の移動手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通弱者への対応が手やすい ・ 障がい者、高齢者の移動手段
買い物弱者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物弱者への支援が不十分
ひとり親家庭など、困難をかかえやすい家庭への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親の就業支援 ・ ひとり親家庭への支援が不十分
災害時の要援護者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の高齢者、独居老人、障がい者の避難方法 ・ 自然災害における弱者の援護
防災・防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害支援の方法 ・ 防災に対しての周知が少ない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化に伴い、地域福祉を支える住民が減少 ・ 社会福祉協議会の体制が脆弱 ・ 空家対策 ・ 交通の利便性を良くする ・ 市営住宅が必要

4 アンケート・ヒアリング結果からみる羽島市の現状（特徴）・課題

アンケート・ヒアリング結果から分かる羽島市の現状としては、豊かな自然と利便性のある生活環境、医療機関や福祉施設の充実など、ある程度整った環境であるといえます。しかし、その一方で、地域福祉活動を支えていくためには行政以外にも地域や個々での活動が求められており、市全体で課題解決に向けて取り組んでいく必要があります。

- ① 少子高齢化が進行しています。
- ② 社会的に孤立する人が増えています。
- ③ 高齢者や障がい者、子ども・子育て家庭への支援が一層求められています。
- ④ 地域福祉の担い手の確保が必要です。
- ⑤ 災害や犯罪から市民を守り、安心・安全なまちづくりが求められています。
- ⑥ 地域での取り組みを支援・発展させることが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

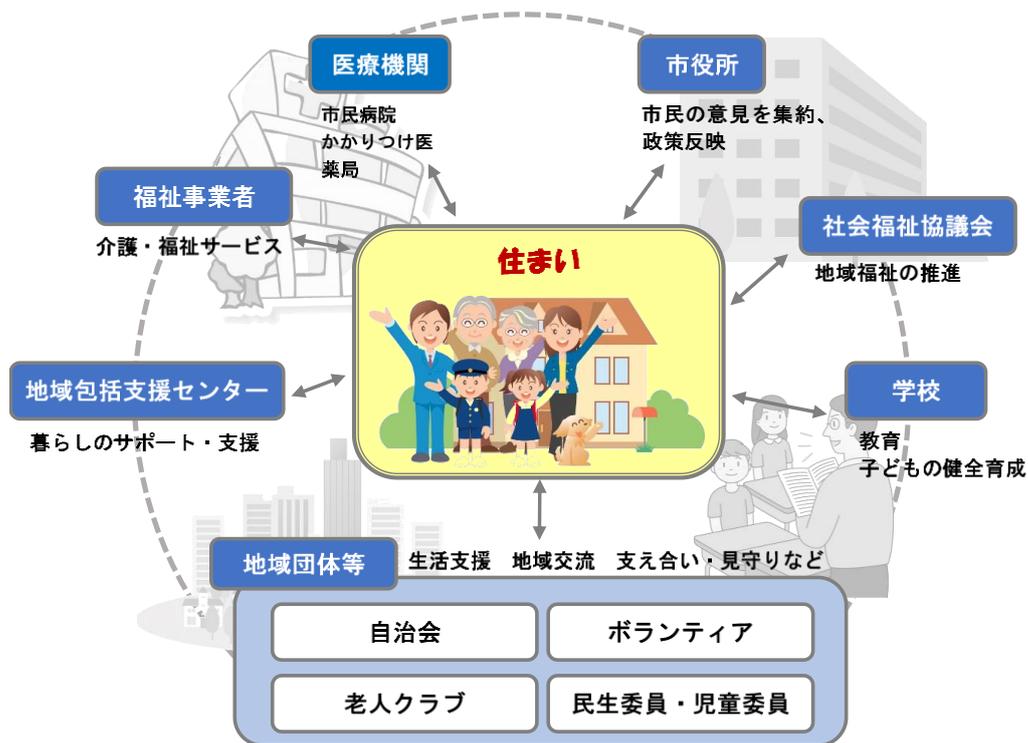
羽島市においても少子高齢化が進行し、地域の担い手が少なくなっています。一方で、自然体推計に基づけば、将来の人口は今後緩やかに減少することが見込まれています。羽島市では、地方創生の概念に則り人口・活気を増やす取り組みを進めていますが、高齢化の進行などは避けられません。

このような状況において、地域における助け合い、支え合いの精神がますます重要になってきています。国においては、「我が事・丸ごと」の視点で誰もが役割を持ち、お互いを支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。

羽島市においても、すべての市民が福祉の受け手と担い手に区別されるのではなく、誰もが自分の役割をもち、地域の中で助け合い、支え合う社会を目指すことが基本的な理念です。

したがって、本計画では基本理念を以下のとおり掲げ、羽島市における地域福祉を推進します。

みんなで創る 地域共生のまち はしま



2 計画の基本目標

羽島市の地域福祉を推進していくためには、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の視点での支え合いが必要であると考えます。自分や隣近所同士の支え合い、ボランティアや団体、専門機関との連携による支え合い、多様なサービスによる支え合いのすべての要素が必要です。

羽島市では、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の意識や環境をさらに発展させることができるよう、本計画に掲げた施策の推進を図ります。

- 1. 地域における社会的弱者への福祉の推進**
- 2. 地域における社会福祉サービスの適切な利用の推進**
- 3. 地域における社会福祉を目的とした事業の推進**
- 4. 地域福祉に関する住民参画の推進**
- 5. 包括的な支援体制の推進**

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	具体的施策
みんなで創る 地域共生のまち はしま	地域における社会的弱者への福祉の推進	安心・安全を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ◦ いじめ、虐待、DV 防止対策の推進 ◦ 生活に困難を抱える方への支援 ◦ 緊急・災害対策の充実 ◦ 犯罪のないまちづくりの推進 ◦ 公共交通・移動手段の整備
	地域における社会福祉サービスの適切な利用の推進	多様なサービスを提供する	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 各種福祉サービスの充実 ◦ 権利擁護の支援体制の構築
	地域における社会福祉を目的とした事業の推進	多様な主体の活動を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自治会活動の活性化 ◦ 地域活動団体の活動支援 ◦ ボランティア・NPO 活動等への支援
	地域福祉に関する住民参画の推進	地域交流を活発にする	◦ 顔の見える地域づくりの促進
		支え合い・助け合い意識を高める	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 地域住民の認め合い・支え合い意識の醸成 ◦ 地域間交流の促進 ◦ 福祉教育の充実
		困りごとや課題を見つける	◦ 地域住民による見守りネットワークづくり
	包括的な支援体制の推進	相談・連携体制を充実する	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 相談支援体制の拡充 ◦ 情報提供の充実

第4章 施策の展開

1 地域における社会的弱者への福祉の推進

① 安心・安全を確保する

ねらい

地域生活課題を包括的に受け止め、地域住民の安心・安全の確保

現状と課題

- 災害時の避難場所については約8割の人が知っている。
- 約5割の人が災害時に隣近所による手助けが必要と感じているが、隣近所に自力で避難することが困難な人など、手助けを必要としている人がいるかどうかを知らない人が多い。
- 災害時の助け合いを行う上で、普段からの近所付き合い、行政の支援、防災に関する情報や避難を要する人に対する援助体制が必要だと考えている人が多い。
- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は、年々増加しているため、虐待が起こった場合に早期に発見し、すぐさま適切な対応がとれるような体制を構築する必要がある。

アンケート・ヒアリングからの意見

- 様々な生活課題を地域住民が主体的に解決していくとよい。
- 災害時において、高齢者、独居老人、障がい者の避難方法が困難になっている。自分の避難方法を知ってもらうことが難しい。
- 災害時において、社会的弱者をどのように援護すれば良いのかわからない。
- いくら立派なハザードマップができて、機能しないと大きな犠牲が伴う。防災に対しての周知が少ない。
- 交通弱者のためにコミュニティバス等、検討すべき事項が沢山ある。

具体的取り組み

いじめ、虐待、DV 防止対策の推進

いじめや子ども・高齢者・障がい者への虐待、家庭内暴力等、重大な人権侵害を防止するため、各機関と連携し、予防対策と被害者支援を拡充するとともに、情報提供・啓発を充実します。

地域に住むすべての人の尊厳が守られ、お互いがお互いを尊重し、認め合い、差別や偏見のない地域で暮らすことができるよう、心のバリアフリーの実現に向けた取り組みを推進します。

市民の取り組み

- 「広報はしま」や「社協はしま」を読むなど、日頃から相談窓口や問題解決に役立つ情報を自ら集める努力をしましょう。

地域の取り組み

- 地域で困っている人に対して、相談の場を教えましょう。
- 子育ての情報や子育てサークルの紹介に努めましょう。
- 家庭や学校、福祉施設、職場等での虐待を未然防止・早期発見するため、虐待の疑いがある場合は、信頼できる人や公的機関に相談または通報するよう努めましょう。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- 各関係専門機関と定期的に会議を開催し連携を図り、虐待等の情報共有に努めます。
- いじめや虐待防止に関する啓発ポスター等の掲示・周知を行います。
- 「羽島市子どものいじめの防止に関する条例」を制定しており、保護者や学校・市や地域それぞれの役割を明確化し、いじめ防止に取り組む体制づくりを進めます。
- DV 被害者の立場に立った自立支援の機能の強化に向け、被害者に対する適切な情報提供及び支援に取り組みます。

生活に困難を抱える方への支援

生活困窮者だけでなく、大人のひきこもりの方など、様々な理由によって就労・自立が困難となった方なども対象として、一人ひとりの状況に合った自立支援計画の作成等、包括的な相談支援を行っていきます。

また、生活困窮者それぞれの段階に見合った就労準備・就労訓練を提案し、関係機関等との連携をとりながら、安定した生活が送れるように支援していきます。

市民の取り組み

- 生活する上で困りごとがあれば、一人で抱えこまないようにしましょう。

地域の取り組み

- 相談等で生活困窮者を把握した際には、適切な支援につなげられるようにしましょう。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- 生活に不自由を感じている方が自立した生活ができるよう支援を行います。
- 生活保護の適正な決定・運用を行い、セーフティネットとしての機能を果たしていきます。
- 生活や居住に配慮が必要な方に対し、住まいや生活の安定を確保し、自立できるよう支援を行います。
- 生活困窮者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭のうち就労に困難を抱えている方に対し、様々な雇用に関する取り組みを効率的に実施します。
- 「家計改善支援事業」「就労準備支援事業」をはじめとした生活困窮者自立支援制度の充実に努めます。
- 生活困窮者などの自殺に対するリスクが高い人への対策として、地域での見守り活動や支援者の養成を実施し、ハイリスク者を見逃さない体制づくりを構築します。
- 子どもや若者、その保護者を対象とした、ひきこもり等に関する相談窓口の周知に努めます。

緊急・災害対策の充実

防災訓練や各種災害に対する研修会を行うことにより、市民の防災意識の高揚を図ります。また、自主防災組織のリーダーの養成や、地域防災力向上に向け、地区単位での自主防災組織の結成に向けた啓発等に取り組みます。

さらに、災害時における安否確認や緊急時の対応のため、地域での協力体制を推進します。

市民の取り組み

- 日頃からお互いに見守り合い、支え合いに取り組みましょう。
- 地域の防災訓練に参加するなど、防災対策に努めましょう。
- 防災リーフレット、広報紙、ホームページ等で防災情報を集め、家族で話し合う機会をもちましょう。

地域の取り組み

- 日ごろからの地域による見守り活動を推進し、災害時においても適切な支援につながる仕組みを整えましょう。
- 自主防災組織の結成や防災訓練の実施等、地域における防災力の向上に努めます。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- 災害発生時において、地域の互助のもと初期消火や負傷者の救助等の初期活動を実施できるよう、自主防災組織を中心とした地域における防災訓練の実施を支援します。
- 自主防災活動に携わる人材を確保するため、防災コーディネーターや避難所運営リーダーの養成を進め、住民主体の互助に基づく防災活動を推進します。
- 地域に自主防災器具庫を設置し、防災備品を整備するとともに、地域住民の自主的な防災活動を支援し、地域の防災力を高めます。
- 防災リーフレット、広報紙、ホームページ等で防災情報の発信を行うとともに、「はしメール」への登録を促します。
- ひとり暮らし高齢者等の世帯に、電話回線による緊急通報装置の設置に努め、周知を図ります。

- 避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の作成を推進し、災害時における速やかな支援体制の構築に努めます。

犯罪のないまちづくりの推進

地域における防犯対策は、行政や警察といった公的機関のみで実施することに限界があります。「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を市民全員が持ち、日頃からの声掛けにより安心して生活できる環境づくりに取り組んでいきます。

市民の取り組み

- 近所の人顔がわかる地域づくりを行いましょう。
- 声掛けを行い、不審者監視等の犯罪防止に努めていまいしょう。

地域の取り組み

- 地域の犯罪に関する情報を地域住民に発信し、防犯意識の高揚を図りましよう。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- 民生委員・児童委員、社会福祉委員や地域ボランティアによる見守り活動を支援します。
- 犯罪の発生状況や手口の特徴などを広報等で周知を図ったり、犯罪から身を守るための教室を開催するなど防犯意識を高めるための啓発事業を実施します。
- 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮せる地域とするため、地域住民による自主的な防犯活動を推進し、支援します。
- 罪を犯してしまった者に対し、社会復帰支援を行うとともに、警察等の関係機関と連携して再犯防止のための取り組みに努めます。

公共交通・移動手段の整備

高齢者や障がい者、子どもを含めた全ての人が住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、気軽に安心して移動できる環境を整備していきます。

また、多くの人々が利用する公共施設などのバリアフリー化をさらに進め、人にやさしいまちづくりを推進していきます。

市民の取り組み

- 道路、公園等の美化に努めましょう。
- 交通ルールを守り、安全に気をつけましょう。

地域の取り組み

- 買い物や通院に困る人がいれば、声掛けや見守りを行いましょう。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- 市民の交通利便性をより向上させるため、効果的な市内の公共交通施策を検討します。
- 交通事故を防止し、歩行者の安全を確保するため、市内における道路の点検に努めます。
- バリアフリーに配慮した環境整備を進めるとともに、歩行による移動の円滑化など快適な歩行空間の確保に努めます。
- 福祉有償運送制度をはじめとして、移動が困難な方に対するの支援に努めます。

2 地域における社会福祉サービスの適切な利用の推進

① 多様なサービスを提供する

ねらい

各福祉分野が連携し、地域における福祉サービスの適切な利用の促進

現状と課題

- 羽島市の福祉サービスについて、子育て支援や子どもの健全育成に対する支援、健康づくりに関する支援については3割近くの人が充実していると感じています。しかし、生活困窮や就労促進に関する支援など、様々な福祉に関する相談窓口については充実していないと感じている人が多くなっています。
- 約1割の人が年金などの書類を自分で書くことができない状況があるため、成年後見制度など判断力が不十分な人への支援制度の普及・啓発に努める必要がある。

アンケート・ヒアリングからの意見

- 福祉サービス等について上手く伝わっていない。
- 福祉サービス等の情報提供が充実しているとよい。

具体的取り組み

各種福祉サービスの充実

児童福祉サービス、高齢福祉サービス、障がい福祉サービスの充実を図り、必要な人に適切なサービスを提供できる体制を整備します。

市民の取り組み

- 普段から福祉サービスの情報に関心を持つようにしましょう。

地域の取り組み

- 民生委員・児童委員等と協力し、情報提供の場づくりに努めましょう。
- 地域で実施しているふれあいサロンなどで福祉サービス情報・介護・災害についての情報提供や説明ができる機会を設けましょう。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- 在宅医療・介護サービス事業者及びサービス提供内容を周知するため市民への普及啓発を行います。
- 広報紙やホームページ、出前講座による福祉情報の発信を充実させるなど、多様な周知方法を検討します。
- 多職種が参加する会議を開催し、福祉サービスを効果的・効率的に提供できるよう努めます。

権利擁護の支援体制の構築

成年後見制度の周知・啓発に努め、利用促進を図ります。また、認知症や障がいにより判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用支援を展開します。

市民の取り組み

- ご自身やご家族の将来を具体的に考えてみましょう。
- 成年後見制度や福祉サービスを活用しましょう。

地域の取り組み

- 成年後見制度や福祉サービスの利用促進を図るため、情報共有をしていきましょう。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- 判断能力が低下した人に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等のサービス利用支援と、それに付随した金銭管理を行います。
- 成年後見制度や福祉サービスの利用促進を図るため、周知します。
- 家庭裁判所や専門職団体等の関係機関と連携し、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築に努めます。

3 地域における社会福祉を目的とした事業の推進

① 多様な主体の活動を促進する

ねらい

地域における社会福祉を目的とする多様な活動の振興・促進

現状と課題

- 地域活動の問題点としては、住民の関心が低いため、どのような活動が行われているのかわからない人が多いことや、活動の中心になる人がいないことである。
- ボランティア活動の継続や活動に参加するためには時間・経済的なゆとりや、自分が健康であること、家族の理解などが重要である。
- 地域活動をする仲間や友人がいることで参加意欲が出てくる人もいると思われる。

アンケート・ヒアリングからの意見

- ボランティアや地域の役員のなり手がないため、指導者が少ない。
- 個人情報の問題があるが、情報共有のため、できる限り公開してほしい。
- 集合住宅で暮らしている一人暮らしの高齢者は民生委員としても現状が把握できない。
- 社会福祉委員、民生委員・児童委員など、広報などで情報を紹介、啓発するとよい。

具体的取り組み

自治会活動の活性化

自治会の必要性や活動意義を広め、加入・参加を促します。また、活動場所の確保や情報発信の支援を図ります。

市民の取り組み

- 自治会活動へ積極的に参加しましょう。

地域の取り組み

- 自治会活動の重要性について PR しましょう。
- 自治会未加入世帯に対して加入を促しましょう。
- 自治会活動への積極的な参加を促しましょう。
- 行事内容を工夫し、魅力ある自治会活動の実施に努めましょう。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- 自治会や各種団体の活動拠点づくりを支援し、ホームページや広報を活用しながら地域住民への情報発信、団体相互の交流促進に努め、活動への参加促進を図ります。
- 「羽島市自治会への加入及び参加を促進する条例」を制定したので、目的や理念について周知します。

地域活動団体の活動支援

地域で活動する人や団体等に対する活動支援を充実し、協働による地域福祉社会づくりを目指します。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- 教養の向上、健康の増進及び地域社会への奉仕活動などを行っている老人クラブの活動に対して補助することで、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、社会活動を通じた地域貢献を促します。
- 子育てサークルや子ども会、自治会など、既存の多様な社会資源を活用し、効果的に子育て支援施策の充実が図られるよう協働していきます。
- 各福祉関係当事者団体間において、お互いの抱える問題や情報交換により、団体活動の活性化や社会的つながりの強化に努めます。
- 各団体が実施する地域福祉活動の周知の支援に努めます。

ボランティア・NPO 活動等への支援

社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ボランティアのマッチングやコーディネートの実施を図ります。また、ボランティア活動や組織の情報発信・ネットワークづくりを実施します。

市民の取り組み

- 困った時には、お互いに助け合いましょう。
- 自分たちの地域のボランティア活動に積極的に参加しましょう。

地域の取り組み

- 自分たちの地域のボランティア活動についてその内容を説明したものを回覧し、理解してもらいましょう。
- 地域で誰でも気軽に参加できそうな環境美化活動などのボランティア活動を実施しましょう。
- 地域住民や自治会、関係団体と連携・協力しながら、地域に根ざした活動を行うことにより、立ち上げたボランティア活動や市民活動を継続して実施できるよう努めましょう。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- ボランティアセンターを設置し、ボランティアが活動しやすい環境を整えるために、活動に関する相談・調整やあっせん、研修会の開催、活動費の補助等に取り組んでいきます。
- 日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な生活支援サービスの充実強化に取り組んでいきます。
- 地域の課題やニーズに対応できるボランティアを育成します。また、高齢者がボランティアとなり活動することによって自身の介護予防につながるため、高齢者ボランティアを積極的に育成します。
- 個々の多様なニーズに応えるきめ細やかなサービスの提供が求められるため、地域ボランティア活動への支援を行っていきます。

4 地域福祉に関する住民参画の推進

① 地域交流を活発にする

ねらい

地域住民の福祉活動参加の促進

現状と課題

- 隣近所との付き合いや声かけが日常的に行われること、地域活動・福祉活動に関する情報が充実していること、行政による地域活動・福祉活動への支援があることなどが、住民が支え合うために大切である。

アンケート・ヒアリングからの意見

- 地域住民のつながりや、助け合いの意識は地域のかたまりがあるが、地域外でのつながりを作っていけると良い。
- 各地区に福祉活動の話す場を多く設けて、より地域福祉を充実してほしい。

具体的な取り組み

顔の見える地域づくりの促進

各種団体やボランティアと協力し、「声かけ運動」や「あいさつ運動」を推進します。また、日常生活の中で、隣近所への声かけや交流ができるよう、広報やイベント等の機会を活用し、啓発していきます。

市民の取り組み

- 近くの人や、常に会う人に日頃からあいさつを交わし、ふれあいの第一歩としましょう。
- 朝、子ども達の登校時あいさつを交わしたり、お年寄りに声かけをしましょう。
- 地域で人が集まるときには自分も出席して一人でも多くの人顔を覚えましょう。
- 障がいのある人に対して、積極的に接していきましょう。

地域の取り組み

- ふれあいサロンが開催される際には、近所の人が声をかけて一緒に出席するよう誘い合いましょう。
- 地域とともにある学校づくりを進めるため、小・中学校及び義務教育学校でのコミュニティ・スクールの取り組みに協力し、地域全体で子どもを見守り育てる体制の構築に努めましょう。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- 家庭、小・中学校及び義務教育学校や地域からのあいさつ運動の展開を支援していきます。
- 保育園や小・中学校及び義務教育学校の行事、自治会行事等の子どもの交流の場を充実し、大人同士や地域住民の交流の場へつなげます。

② 支え合い・助け合い意識を高める

ねらい

地域住民の福祉活動への意識向上、地域福祉を推進する人材の養成

現状と課題

- 地域住民が自分自身で取り組みたい活動としては、災害など緊急時の助け合い、地域のルール（ゴミ出し、リサイクル、古紙回収など）の徹底、地域の人の見守りと助け合い・声かけなどが多くなっている。
- 地域社会に取り組んでほしい活動は、災害など緊急時の助け合い、防災・防犯などのパトロール、地域のより良い生活環境づくりなどが多くなっている。

アンケート・ヒアリングからの意見

- 若い人、年寄り関係なく遊び、学び、助け合いのできる人が増すといい。
- 今後少子高齢化に伴い、地域福祉を支えようとする住民がますます減少する。
- 地域によって地域福祉に関心のある人の意識の差が大きい。
- 福祉教育について教員へ周知していくことが必要だと思う。

具体的取り組み

地域住民の認め合い・支え合い意識の醸成

地域共生社会が目指す「すべての人が役割を持ち、認め合い支え合い社会」の実現を目指すため、地域福祉の理念や考え方の情報提供・啓発を行います。講演会等の場においては、積極的に地域における「気づき」が重要であることを促し、早期発見・早期対応が可能な地域づくりを目指します。

市民の取り組み

- 自らが地域活動等を通して、理解を深めましょう。
- 認知症サポーター養成講座に参加しましょう。
- 障がいのある方に対する理解を深めましょう。

地域の取り組み

- 市民活動への参加、交流を通して地域の見直し意識の向上を図りましょう。
- 地域福祉活動の啓発を実施しましょう。
- 地域の行事等において、役員から住民に気軽に声かけをしましょう。
- 外国人とも積極的にコミュニケーションを取りましょう。
- 高齢者や障がい者本人だけではなく、本人を支える家族についても気にかけてみましょう。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- 広報などに福祉活動、ボランティア・市民活動、人権擁護に関する特集などを掲載し、福祉のこころを育むための啓発活動に取り組みます。
- 認知症サポーター養成講座を開催し、支援の担い手育成に努めます。
- 市職員や福祉施設、事業所等に対し、障がいのある方に対する合理的配慮の周知に努めます。

地域間交流の促進

市内のコミュニティセンター等において、世代を超えてふれあい、伝統文化の継承や教養の向上、多世代ネットワークの構築ができる機会の拡充を図ります。

市民の取り組み

- 子ども会、老人クラブといった年代別の行事だけでなく、三世代を対象とした行事に積極的に参加しましょう。
- 夏休みの朝の体操などに、子ども会のみではなく多くの世代が参加し交流しましょう。

地域の取り組み

- コミュニティセンターに高齢者や障がい者、小・中学生等、誰でも集まれる場所をつくりましょう。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- 福祉目的の市民活動を促進するため、活動の場の確保・提供を図ります。
- 地域の閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者などが集まり、顔なじみの人たちとおしゃべりやレクリエーションを通してふれあうことにより、社会的孤立感の解消や介護予防を図ります。
- 各コミュニティセンターを中心に開催する地域行事に、誰もが参加できるよう企画立案・周知に努めます。
- 国際交流協会が開催する活動を通して、多種多様な人々との国際交流の推進を図ります。

福祉教育の充実

幼稚園・保育園や福祉施設の場等で、子どもと高齢者・障がい者がふれあう機会を充実します。

市民の取り組み

- 親、学校の先生、地域の人が手本になり、地域での助け合いの教育に努めましょう。

- 地域でのボランティア活動への参加を呼びかけ、高齢者や障がい者とふれあうことで思いやる気持ちを醸成しましょう。
- 親が率先して、人を助けたり、思いやりのある心づかいを示しましょう。

地域の取り組み

- 高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり見せたり話したりする場をつくりましょう。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- 園児や小・中学生等が、社会福祉施設を訪問したり、園や学校に高齢者を招くなど、高齢者や障がい者と子どもの交流機会を拡充していきます。
- 各学校で、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間に、老人クラブや福祉関係当事者団体、ボランティア団体といった地域の方々を講師として、地域社会について学び、活動を通じて地域の方々とふれあう時間を設けます。
- 社会福祉協議会の支部活動は、学校を中心にした行事等において、地域にある福祉施設との交流活動を促進します。福祉目的の市民活動を促進するため、活動の場の確保・提供を図ります。
- 総合的な学習の時間などを活用して、すべての学校で福祉教育に取り組むために、必要な情報提供や機材の貸出などの支援を行います。
- 高齢者や障がい者との交流活動、高齢・障がい疑似体験や、総合学習などによるボランティア活動への理解や参加を促す実践的な福祉教育を推進します。
- 交流及び共同学習の充実、居住地校交流の充実を図り、共に学ぶ場の設定を行います。

③ 困りごとや課題を見つける

ねらい

地域住民が主体的に生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備

現状と課題

- 近所の人に「手助けしてほしい」こととしては、「病気などの緊急時に看病をしたり医者を呼ぶなどの手助け」、「話し相手や相談事の相手」などが多くなっている。
- 近所の人を「手助けできる」と思うこととしては、「簡単な用事（手紙の投函、荷物の受け取りなど）」、「話し相手や相談ごとの相手」、「病気などの緊急時に看病をしたり医者を呼ぶなどの手助け」などが多くなっている。

アンケート・ヒアリングからの意見

- 普段の生活で困ったことがあったら、助け合ったり、行政に相談しやすい環境であるとよい。
- 地域で困った時に助け合える、人と人のつながりがあると良い。

具体的取り組み

地域住民による見守りネットワークづくり

地域住民同士が情報共有・協力しながら、支援を必要とする人たちを支え合い、助け合える環境づくりを進めるため、地域住民の意識醸成を図ります。

また、地域で発見した困りごとや生活課題を、迅速に適切な機関や組織へ情報提供できるネットワークの構築を目指します。

市民の取り組み

- 自治会や地域福祉活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。

地域の取り組み

- 社会福祉委員の役割や、民生委員・児童委員との協力関係について理解を図りましょう。
- 各地区において、地域住民同士で課題解決の取り組みや支え合いの仕組みを考えましょう。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- 民生委員と連携を図り、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者宅を定期的に訪問し、安否確認やニーズの把握を行います。
- 高齢者や障がい者、子ども等に何らかの異変があった場合における地域との連携体制の構築に努めます。

5 包括的な支援体制の推進

① 相談・連携体制を充実する

ねらい

包括的な相談・連携支援体制の構築

現状と課題

- 暮らしの困りごとや不安の相談相手としては、家族・親族や知人・友人が多くなっている一方で、誰にも相談していない人が約 25%となっている。

アンケート・ヒアリングからの意見

- 弱者への支援、相談窓口の充実には、情報の共有が重要になる。偏見のないオープンで地域と行政が共にある市であってほしい。
- 地域福祉についての情報を市民の目に留まる工夫をしてほしい。
- 個人情報に関して厳しく、どのように福祉に繋げていいのかわからない。

具体的取り組み

相談支援体制の拡充

民生委員・児童委員や社会福祉委員などを対象に、研修会や講習会を実施するとともに、それぞれのネットワークづくりに努め、身近な相談窓口の一つとして適切な対応を提供できる体制を整えます。

また、広く連携して対応する必要のある問題に対しては、包括的に支援する体制の構築に努めます。

市民の取り組み

- 周りの人だけで解決できない場合は、窓口相談に行きます。

地域の取り組み

- 相談窓口を把握し、迅速に関係部署につなげましょう。
- 介護や子育てをしている人に対して、地域包括支援センターや市の保健センター、児童福祉施設等の関係機関を紹介しましょう。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- 高齢者の悩みや不安に対応するため、身近な地域で相談を受け付け、解決に向けた支援を行います。現在、地域包括支援センターを高齢者総合相談センターとしているほか、在宅介護支援センターも相談に対応しております。今後も引き続き、地域包括支援センターや関係機関等との連絡調整を行っていきます。
- 子育て世代包括支援センター事業を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。
- 障がい児・者への相談支援体制の充実のため、基幹相談支援センター設置に向けて努めます。
- 複合的な課題を抱える相談者に対して、多機関による包括的な相談・連携支援体制の構築を検討します。

情報提供の充実

地域福祉の推進や、相談先の周知等を図るため、広報やホームページ、SNS 等を活用した情報提供を実施し、医療・保健・福祉サービス等の周知を図ります。

また、情報アクセシビリティの向上のため、一人ひとりに合わせた支援を行います。

市民の取り組み

- 広報、ホームページなどを活用し、情報を収集しましょう。

地域の取り組み

- 自治会役員や民生委員・児童委員、社会福祉委員との情報交換や意見交換の場をもうけましょう。

市・社会福祉協議会等の取り組み

- ホームページに広報紙の音訳データを掲載することで、視覚障がい者への情報提供機能の充実を図ります。
- サービス等の情報が行き届くよう、支援を必要とする人に直接かかわる民生委員・児童委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、ボランティア、NPO等の市民活動団体、事業者、医療機関等にも福祉情報を提供していきます。
- 子育てハンドブックの作成・周知を通して、様々な子育て支援における情報を提供します。

第5章 推進体制

1 主体別の役割

(1) 市民の役割

市民は、地域福祉を自分ごととして捉え、地域のつながりを深めるためにはどのようなことができるのか考えることが必要です。地域のつながりを深めることは、自身の生活の質を高めることにも寄与します。

積極的に自らの地域のことを知り、地域活動等の参加により関係をつくることを目指すことが必要です。

(2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、援助を必要とする人が日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じます。また、援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報を提供すること等も職務としています。

それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めていくことが求められます。

(3) ボランティア・NPOの役割

公的な支援だけでは、多様な要支援者の支援ニーズを充足することができません。ボランティアやNPOは、これらの公的支援を補完できる貴重な社会福祉の担い手です。

彼らの主体的な取り組みと活動の継続性を維持し、地域福祉の向上を推進することが重要です。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられ、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の関係者や保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

行政と協働で本計画の推進を担うとともに、多様な主体が地域福祉に参画できるようコーディネートを実施したり、地域福祉の取り組みの主体として積極的に参画するリーダーとして活動することが求められます。

また、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、地域福祉計画と両輪をなし、相互に連携を図りながら、羽島市における地域福祉を推

進めます。

(5) 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、従前の事業活動のみならず、その専門性やノウハウ、地域関係者とのネットワークを生かし、地域の福祉ニーズを解決する「地域における公益的な取り組み」を推進することが求められています。

(6) 行政の役割

行政は、福祉制度の充実に努めるとともに地域住民や関係団体等の自主的な取り組みを様々な形で支援するため、庁内における分野横断的な連携体制の整備、上記関係者及び関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。

2 計画の進捗管理

計画で掲げた方向性や施策については、進捗を客観的に評価し、適切な見直しを行っていく必要があります。

羽島市では P(計画)、D(実行)、C(評価)、A(改善) の考え方に基づく PDCA サイクルにより進捗管理と改善を進めていきます。

